

## 政府税制調査会会長、自民党税制調査会会長、 日本経団連、日本商工会議所に要請

去る七月一八日、TCフォーラム事務局長・湖東京至(関東学院大学教授・税理士)、事務局・長谷川博(朝日大学客員教授・税理士)、同益子良一(税理士・神奈川大学講師)の三名は、自民党税制調査会・相沢英之会長と面談し、別掲要請書を手渡し約三〇分間にわたり、納税者権利憲章の制定が焦眉の急であり、与党税調としては是非とりあげていただきたい旨を要請した。

また、七月二八日には政府税制調査会・石弘光会長と面談し、同様の趣旨を要請した。石会長との面談には本会の北野弘久代表(日本大学名誉教授)らも参加し、和やかなうちにも厳しい税務行政の実情を訴え、諸外国の例に倣ってわが国にも納税者権利憲章ないし税務行政手続法の制定、具体的には国税通則法の改正により納税者の権利を保護することが緊急に必要である旨を陳情した。

これに先立ち同日、湖東事務局長、益子良一、吉本貢(税理士)が日本経団連本部を訪問し、阿部泰久税制グループ長に奥田碩会長宛ての要請書を手渡し、税務行政の透明性・信頼性の確保のため、政府・与党に納税者権利保護法・納税者憲章の制定の必要性を要請していただきたい旨、お願いした。懇談の中で阿部税制グループ長はとくに、国税通則法七四条の二で税務行政を行政手続法の適用除外としたことは問題であると指摘された。

さらに八月四日、日本商工会議所産業政策部長・坪田秀治氏、同産業政策部長・荒井恒一課長と面談した。同会議所は会員に中小企業が多いため、税務行政についてはとりわけ関心が強く、我々の要請を前向きに受け止めてくれた。日本商工会議所との面談は日本経団連の阿部泰久税制グループ長の紹介で実現し

たもので、二つの経済団体が納税者の権利保護法の必要性について意見を表明したなら、その影響は計り知れないものがある。なお、これらの団体に対する要請文は、ほぼ同一のものであるので裏面に自民党税制調査会長充ての「要請文」を全文掲載した。

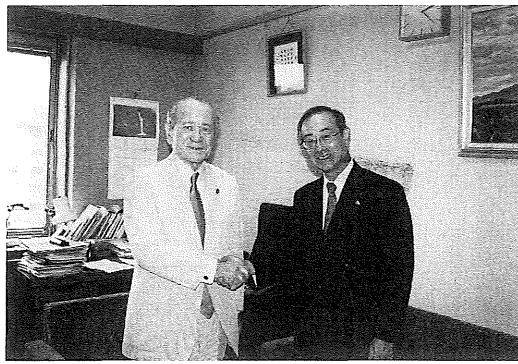
### 第一五五回国会閉会、請願書活動を展開しよう

第一五五回国会閉会は七月二八日に閉会となった。同日、TCフォーラム事務局メンバーは五月に行われたTCフォーラムの総会にメッセージを頂いた議員を中心にお礼の挨拶に回った。この国会において、「納税者権利憲章をつくる議員連盟」とその前提となる与野党衆議院議員による勉強会を発足させるようはたらきかけたが、残念ながら、各党の党内事情や与党対策が遅れたため、発足させることができなかった。

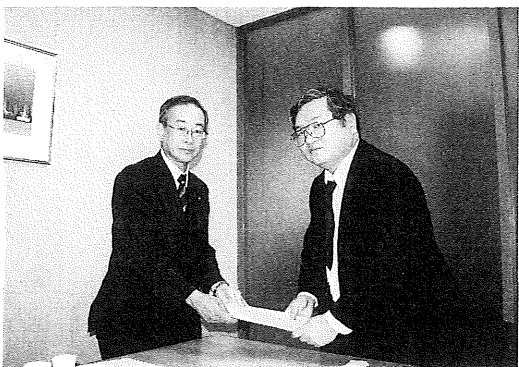
次期国会では与野党議員による「納税者権利憲章をつくる議員連盟」発足に向け、院内外の運動を強力に進める必要がある。とくに、一人一人の会員が与野党衆議院議員に紹介者になってもらい、衆議院議長に対する請願書一枚でも多くあげることが重要な鍵となる。衆議院議員を紹介議員とする請願書は一部同封してあるので、必要な部数をコピーするなど活用をお願いしたい。請願書がとれたら、事務局長の湖東宛に郵送してもらいたい。直接衆議院議長宛てに郵送してもらっても構わないがその場合、コピーを湖東事務局長宛に郵送してもらいたい。



▲ 相沢英之自民党税調会長に要請書を渡し、重税下における納税者権利保護の必要性を訴えた。右から湖東事務局長、益子良一事務局員、相沢英之会長、長谷川博事務局員(7月18日、衆議院議員会館の相沢会長室にて)



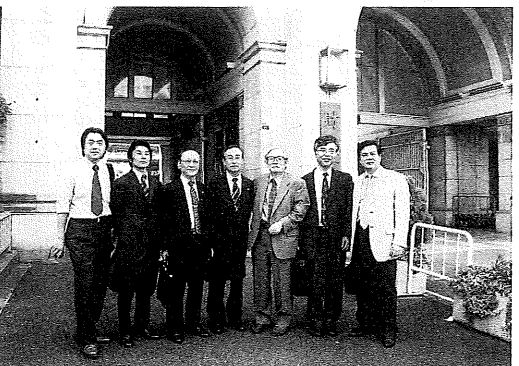
▲ 要請後握手をかわす湖東事務局長と相沢自民党税調会長(同日)



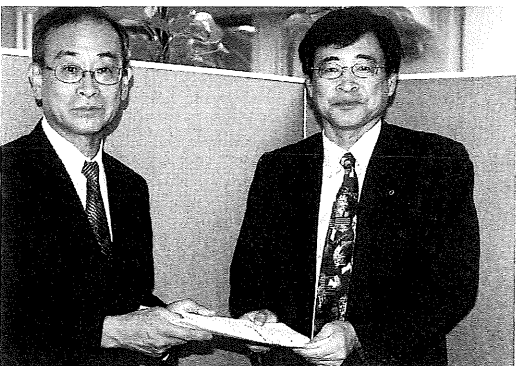
▲ 日本経団連税制グループ長・阿部泰久氏(右)に要請書を渡す湖東事務局長(7月28日、日本経団連会議室にて)



▲ 日本経団連税制グループ長・阿部泰久氏との懇談を終えて(後列右から益子良一、湖東京至、吉元貢TCフォーラム事務局メンバーと阿部氏)



▲ 政府税制調査会会長・石弘光氏に納税者権利保護法の必要性を税調答申に記載するよう要請(7月28日、要請後-財務省前にて、右から3人目北野弘久TCフォーラム代表委員)



▲ 日本商工会議所産業政策部長・坪田秀治氏(右)に要請(8月4日、日本商工会議所にて)

## 自由民主党税制調査会会長・相沢英之殿

## TCフォーラム（納税者の権利憲章をつくる会）

東京都中野区東中野四二一〇  
 電〇三二三六四一五六七一

代表委員 北野 弘久（日本大学名誉教授）  
 同 大江 志乃夫（茨城大学名誉教授）  
 同 池上 惇（京都大学名誉教授）  
 事務局長 湖東 京至（関東学院大学教授）

私達TCフォーラムは、一九九三年四月に全国の中小企業団体、文化人、研究者、税理士、弁護士などによって結成された市民団体で、納税者権利憲章の制定を求めることを目的としています。TCフォーラムのTはTaxpayer（納税者）のTを、CはCharter（憲章）のCを意味しています。

## 納税者権利保護法が必要な理由

## (1) 国際的潮流であること

わが国は租税収入によって国家財政を運営する「租税国家体制」をとっています。「租税国家」では納税者の協力がなければ国の財政は運営できません。したがって納税者は国家にとって大切な「クライアント」です。近年、OECD加盟国における国民所得に対する税負担率は急増しています。この観点からすでに米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スペイン、韓国、最近ではイタリアが納税者の権利を保護する法律ないし権利憲章を制定しています。今日、経済社会はグローバル化し外国の企業や人も日本で活動しています。わが国の税務行政が国際的に遅れていたのでは諸外国の嘲笑的になりかねません。

## (2) 税務署との間に不必要なトラブルが存在するわが国

ところが、わが国には納税者の権利を保障する法律も納税者権利憲章も、税務行政に関する事前手続規定もありません。そのため税務行政の現場で税務当局と納税者の間に不必要なトラブルが絶えません。わが国の納税者の多くは給与所得者ですが、彼らが住宅を購入したり、医療費を支出したり、中途退職したり、土地・建物を譲渡したり、相続税の申告をするときには必ず税務署と接触しなくてはなりません。日常的に税務署と接触のないサラリーマンにとって税務署との交渉は必ずしも心地よいものではありません。これは、わが国に法的ルールがまったく存在しないからで、事業所得者、不動産所得者、中小法人にとっても事情は同じです。

## (3) 納税者・国民、税務行政庁職員にもプラス

税務行政における適正な手続規定（ルール）の法制化は、納税者・国民の権利利益の確保に資するばかりか、税務行政庁に働く職員にとってもプラスになるものです。それは、米国の数次にわたる「納税者権利章典」の制定経過を見れば明らかです。例えば米国では、暗黙のうちに存在していたノルマの廃止や、無法な調査を展開して納税者の激怒をかうなどの状況がなくなると報告されています。明るい税務行政、国民に分かりやすい透明性の高い税務行政が緊急に求められています。なお、私達が要請する透明性の高い税務行政は一般の善意の納税者に対するもの（任意調査など）であり、刑事犯である査察事案に適用がないことはいまでもありません。

## 韓国方式による納税者保護規定の制定を

本来であれば、わが国も他のOECD加盟国のように納税者権利保護法ないし納税者権利憲章を制定すべきでしょう。それが無理であれば、少なくとも当面、国税通則法の目的に「納税者・国民の権利利益の保護」を規定するとともに、「税務行政の基本理念」、「税務調査の事前手続」などを明文化する必要があります。

実は、韓国がこの方式によって納税者の権利保護を法制化しました。韓国は一九九六年十二月、国税基本法第七章の二に「納税者の権利」の章を新設し、以後毎年のように納税者の権利保護拡充のための施策を行っています。韓国の改革はまさに眼を見張るばかりです。そして重要な点は、韓国においては納税者の権利が拡充されたからといって徴収水準が落ちていないことです。

## 納税者の権利保護のために規定すべき事項

では具体的に何を法制化すればよいのでしょうか。私達は諸外国の納税者権利保護規定を参考に次の点を要請します。

## 一、税務行政運営の基本理念として、次の諸点を規定すること。

- ① 公正運営の原則——税務行政の運営は公正を旨とすること。
- ② 情報公開の原則——税務行政に関する必要な情報の国民への提供、国民の苦情に誠実に対処すること。
- ③ プライバシーの尊重——税務行政においては納税者のプライバシーを尊重すること。
- ④ 誠実性推定の原則——納税手続きにおいては誠実性の推定を旨とし、国民の権利利益の保護への配慮を行うこと。

## 二、調査の事前手続として、次の諸点を規定すること。

- ① 納税者権利憲章の作成——国税当局は国民の権利利益確保のために必要な事項を平易な文章により作成・告示し、税務調査にあたって当該文書を事前に納税者に提示しなくてはならないこと。
- ② 事前通知義務——税務調査に際しては十四日前までに文書により納税者に事前通知書を送付すること。
- ③ 代理人選任告示義務——税務調査にあたり、代理人を選任することができる旨、告知すること。
- ④ 一般的事前照会制度Ⅱアドバンス・ルーリング——納税者は税務に関する法令の解釈適用又は課税上の取扱について、事前に課税庁にその判断を求めることができることとし、課税庁は当該照会に対し書面で回答しなければならないこと。

## 三、調査の手続として、次の諸点を規定すること。

- ① 事前通知書の記載事項——事前通知書には次の事項を記載すること。
  - (一) 被調査者の住所又は所在地および氏名又は名称
  - (二) 調査対象税目および対象期間並びに調査を必要とする理由
  - (三) 調査予定日および調査場所
  - (四) 担当職員の部署および氏名
  - (五) 代理人を選任できる旨
  - (六) 調査の日時又は場所の変更を申し出ることができる旨
- ② 調査の期間制限——調査期間の制限を設けること。例えば事業規模により資本金一億円以下の法人は三ヶ月以内とする。個人事業者は一ヶ月以内とするなど。
- ③ 再調査禁止規定——いったん調査が終了した期間については原則として再調査を禁止すること。
- ④ 特定職業人の守秘義務——医師、弁護士、税理士、公証人など、特定職業人に対する守秘義務を尊重すること。
- ⑤ 帳簿・書類の領置禁止——納税者からの申し出があつた場合を除き、帳簿・書類を所属庁に持ち帰ることはできないこと。
- ⑥ 代理人の尊重——選任された代理人がいる場合、代理人がいないところで調査を行ってはならないこと。
- ⑦ 反面調査の原則禁止——取引先に対する反面調査は、当該被調査者の調査開始前に行うことはできないこと。また、反面調査を行う場合は当該被調査者の承諾を必要とすること。

## 四、調査の事後手続及び救済機関として次の諸点を規定する

こと。

- ① 調査終了通知——調査終了の通知を行うこと。この通知は申告是認の場合も行うこと。
- ② 修正申告懲罰の禁止、更正処分の理由付記義務——修正申告の懲罰を行わず、税額の変更は理由を付記した更正処分によること（白色申告者に対しても理由を付記することとする）。
- ③ 事前聴聞制度——課税処分を行うにあたり、被調査者に処分内容をあらかじめ説明し、意見を述べる機会を与えること。
- ④ 不服申立て告示義務——課税処分を行うに際して、不服申立ての権利及びその手続方法について告示しなければならないこと。
- ⑤ 税務オンブズマン制度——税務行政に対する苦情を処理するため、課税庁から独立した税務専門の苦情処理機関を設けることとする。

私達は、これらの規定を内容とする国税通則法の一部改正案もしくは税務行政手続法の制定を求めます。なお、国税通則法七四条の二において国税行政を行政手続法の適用除外としています。この適用除外規定を削除することを求めます。